



9月30日  
東地申  
第8号

## 『「転てつ器転換不良時の乗務員の対応」の一旦中止、 見直しを求める申し入れを行う！』

「転てつ器転換不良時の乗務員の対応」について各乗務員区所の訓練等で周知が行われています。過去に発生した転てつ器の転換不良時には、関係社員の到着までに時間を要した事から乗務員の初期対応による早期運転再開を目指して10月1日より対応が実施される予定です。乗務員の取扱いとしては、指令の指示で抑止完了後に現場を確認、転てつ器の状態を撮影し異常時共有システムへアップロード、異物の介在等があればディスコン棒等を用いて可能な限り撤去することが周知されています。転てつ器の危険性は周知されているものの実地訓練することなくパワーポイントや動画による周知のみであり、不十分なものと言わざるを得ません。組合員からも「この周知だけで本当に実施するのか」など不安の声が多く出されています。

転換不良時の対応は線路内作業であることから、営業や施設職場では必要な教育・訓練が実施されています。営業職場では「当務駅長教育（55H教育）」の受講など、専門的な知識の体得や実地訓練が行われています。過去の事故事象から必要な教育が行われているのであり、現在の社員周知方法では傷害事故防止の観点に欠如しています。傷害事故を未然に防ぐことは企業の責任であり、現状のまま実施していくことは安全配慮義務違反です。

さらに、「転てつ器転換不良時の乗務員の対応」について周知されていない支社もあることから、線区によっては乗務員の対応に差が生じ、安全・安定輸送の確保に影響がでます。事象発生後の早期運転再開を目指すことは理解しつつも、安全を軽視する事は認めることはできません。ましてや「転てつ器転換不良時の乗務員の対応」の実施が「営業職場の委託・無人化」や「施設職場の効率化」の影響であれば、これまでの会社施策の弊害であり、なおさら必要な教育や体制を整備する必要があります。

「安全はトッププライオリティー」と言われるように、お客さまの命だけではなく、社員の命を守ることは企業として当然のことです。

「究極の安全」を実現し、安全・安定輸送の確保を目指すことが公共交通を担う私たちに課せられている使命であると考え、申し入れを行いました。



申し入れ内容

## 「転てつ器転換不良時の乗務員の対応」については教育不足であり、安全配慮に欠けていることから、中止・見直しとすること。

転てつ器不良時をはじめとする施設や設備などの異常時対応について、この間要員削減や職場の統廃合による「足ロス問題」など、会社は認識しているはずですが！それにも関わらず「初動対応での遅延軽減」「早期運転再開のため」という理由にはなりません！

この問題は、駅の遠隔化や業務委託化による会社施策の弊害が現れている証左です！職場ごとに取り扱いが異なったり、線路内に立ち入る際の取扱いが職種によって異なる対応もおかしな話です。問題の本質をずらし、安全配慮義務に違反するような教育で進めることは問題であり、真摯な回答と議論を要請しました！